

学校法人純心女子学園役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人純心女子学園（以下「学園」という。）の寄附行為第41条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、原則として学園において週3日以上勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤の評議員とは、評議員のうち、学園の教職員でない者をいう。
- (5) 役員等の報酬等とは、報酬、通勤手当、賞与及び退職金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如可を問わない。
- (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び非常勤の評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、通勤手当、賞与、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 非常勤の評議員 報酬

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員のうち、学園の教職員で学校法人純心女子学園給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき報酬等の支給を受けている者に対しては、前項第1号に定める報酬、通勤手当、賞与及び退職金は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員及び非常勤の評議員の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 常勤の役員の通勤手当及び賞与の額は、給与規程の通勤手当及び期末手当の支給基準、支給率等の規定を準用して算出される額とする。
- 3 常勤の役員の退職金は、学校法人純心女子学園退職金規程（以下「退職金規程」という。）の支給率等の規定を準用して算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員の報酬及び通勤手当並びに非常勤の役員の報酬は、毎月20日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日及び祝祭日にあたる場合は、その日の前日に支給する。

- 2 非常勤の評議員の報酬は、年に1回まとめて支給する。
- 3 常勤の役員の賞与は、給与規程に基づき、6月期及び12月期の期末手当の支給日に支給する。

4 常勤の役員の退職金は、退職金規程に基づき、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1カ月以内に支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務の執行に当たって生じる旅費は、学園の旅費規程に基づいて支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに役員及び非常勤の評議員に就任した者には、就任した月からの報酬等を支給する。

2 役員及び非常勤の評議員が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任した月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、報酬等の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、学園の諸規程の端数処理に関する規定を準用して処理する。

(公表)

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

別表 報酬表

役員等名	報酬額(月額)
理事長	250,000円
常勤の役員	150,000円
非常勤の役員	30,000円
非常勤の評議員	20,000円

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 7 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。